

1) 生活環境

① 大気汚染防止法

大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号、最終改正：令和 4 年法律第 68 号）では、工場または事業場が集合している地域において、同法で定める大気排出基準のみでは大気環境基準の確保が困難であると認められる場合、指定ばい煙ごとに地域を指定し、特定工場等に対して総量規制基準を定めることが規定されている。

調査対象区域全域が、硫黄酸化物（SO_x）の総量規制地域に指定されている。

② 騒音規制法

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号、最終改正：令和 4 年法律第 68 号）では、住居が集合している地域、病院または学校の周辺地域、その他騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認められる地域を、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域として指定することが定められている。

尼崎市では、都市計画法に基づく工業専用地域の一部を除く市域全体が騒音規制地域に指定されており、区域は第 1 種から第 4 種に区分され、それぞれに時間帯別の騒音基準が定められている。

調査対象区域内には、騒音規制地域が指定されている区域が存在するが、対象事業実施区域の周囲は指定されていない。

③ 振動規制法

振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号、最終改正：令和 4 年法律第 68 号）では、住居が集合している地域、病院または学校の周辺地域その他の地域において、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認められる地域を「振動規制地域」として指定することが定められている。

尼崎市においては、都市計画法に基づく工業専用地域を除く市内全域が振動規制地域に指定されており、特定施設の設置または変更に際しては所定の届出が義務付けられている。

調査対象区域内には、振動規制地域が指定されている区域が存在するが、対象事業実施区域の周囲は指定されていない。

④ 悪臭防止法

悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号、最終改正：令和 4 年法律第 68 号）では、住民の生活環境を保全するため、悪臭を防止する必要があると認められる地域（住居が集合している地域等）を「規制地域」として指定し、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制することが定められている。

尼崎市においては、市内全域が悪臭防止法に基づく規制地域に指定されており、特定悪臭物質の排出について、敷地境界線、排気口、排水中の濃度に応じた規制基準が適用されている。

調査対象区域全域が、悪臭防止法に基づく規制区域に指定されている。

⑤ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号、最終改正：令和元年法律第14号）では、大気汚染が著しい都市部において、窒素酸化物（NOx）及び粒子状物質（PM）の排出総量を削減するため、対策地域を指定することが定められている。

尼崎市は、兵庫県内における対策地域の一つとして指定されており、当該地域では、排出基準に適合しない自動車の使用が制限されるほか、事業者に対しては「自動車使用管理計画書」及び「自動車使用管理実績報告書」の提出が義務付けられている。

調査対象区域全域が、窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域に指定されている。

⑥ 水質汚濁防止法

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号、最終改正：令和4年法律第68号）では、人口及び産業の集中等により、生活又は事業活動に伴い排出された水が大量に流入する広域の公共用水域であり、かつ、排水基準のみによっては水質環境基準の確保が困難であると認められる水域について、指定項目ごとに「指定水域」を定め、当該水域の水質汚濁の防止を図るため、これに係る地域を「指定地域」として定めることが規定されている。

指定地域においては、特定事業場で排出量が日平均50m³以上の事業場について、化学的酸素要求量（COD）などの項目に関する総量規制基準が適用される。

調査対象区域の位置する瀬戸内海は、同法に基づく指定水域であり、調査対象区域全域が、水質の汚濁に係る関係のある指定地域に該当する。

⑦ 瀬戸内海環境保全特別措置法

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号、最終改正：令和4年法律第68号）では、瀬戸内海の環境の保全を図るため、特別の措置を講じることが定められている。法に基づき、瀬戸内海の環境の保全に係る関係のある府県を「関係府県」として指定し、関係府県の区域においては、特定施設の設置に際して原則として知事の許可を受ける必要がある。

兵庫県は、瀬戸内海環境保全特別措置法における関係府県に指定されており、調査対象区域全域が、同法の対象区域に該当する。

⑧ 湖沼水質保全特別措置法

湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号、最終改正：令和4年法律第68号）では、水質の汚濁に係る環境上の条件についての基準が現に確保されておらず、または確保されないおそれが著しい湖沼であって、当該湖沼の水の利用状況や水質の汚濁の推移等からみて、特に水質の保全に関する施策を総合的に講じる必要があると認められるものを「指定湖沼」として指定することが定められている。

調査対象区域全域には、湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼は存在していない。

⑨ 土壌汚染対策法

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号、最終改正：令和4年法律第68号）では、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講じることが必要な区域を「要措置区域」として指定できるとされている。また、土地が特定有害物質によって汚染されているものの、当該汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれに該当しない場合には、当該土地の区域を、その土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を「形質変更時要届出区域」として指定することとされている。

調査対象区域の一部及び対象事業実施区域の周囲は、形質変更時要届出区域に指定されているが、対象事業実施区域は指定されていない。

調査対象区域の形質変更時要届出区域一覧は表 3-28(1)～(4)に、調査対象区域の形質変更時要届出区域は図 3-14 に示すとおりである。

表 3-28(1) 調査対象区域の形質変更時要届出区域一覧

指定年月日	指定番号	区域の所在地	区域の面積 (m ²)	指定基準に適合しない特定有害物質
平成24年2月27日	指-5号	扇町22番2、43番の各一部	1,393.40	シス 1, 2 ジクロロエチレン テトラクロロエチレン トリクロロエチレン 水銀及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物
平成24年10月30日	指-10号	潮江5丁目103番11・14、445番1の各一部	1,133.50	ふっ素及びその化合物
平成24年12月11日 平成25年3月7日	指-12号	金楽寺町2丁目64番の一部	4,232.10	六価クロム化合物 ふっ素及びその化合物
平成24年12月17日	指-13号	潮江5丁目524番2の一部	291.28	ふっ素及びその化合物
平成25年4月26日 平成30年1月15日	指-16号	大庄北5丁目71番の一部	27,650.28	1, 1-ジクロロエチレン シス-1, 2-ジクロロエチレン テトラクロロエチレン 1, 1, 1 トリクロロエタン トリクロロエチレン ベンゼン 鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物
平成26年7月30日 平成26年10月1日 平成26年12月24日 平成27年10月22日	指-20号	平左衛門町68番2	3,706.70	鉛及びその化合物
平成26年10月16日	指-21号	扶桑町1番、13番1・2、14番5の各一部	690.00	六価クロム化合物 鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物
平成27年4月9日 平成30年5月29日	指-26号	大庄川田町74番の一部	3,331.22	1, 1-ジクロロエチレン シス-1, 2-ジクロロエチレン テトラクロロエチレン トリクロロエチレン 砒素及びその化合物

表 3-28 (2) 調査対象区域の形質変更時要届出区域一覧

指定年月日	指定番号	区域の所在地	区域の面積 (m ²)	指定基準に適合しない特定有害物質
平成27年12月21日 平成28年5月2日 平成28年6月1日	指-29号	末広町一丁目5番2・3・15、末広町二丁目16番18～20の各全部、扇町15番、16番1、20番、21番の各一部	61,599.51	1, 1-ジクロロエチレン シス-1, 2-ジクロロエチレン ジクロロメタン テトラクロロエチレン トリクロロエチレン ベンゼン カドミウム及びその化合物 六価クロム化合物 シアン化合物 水銀及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物
平成28年5月2日	指-34号	長洲中通2丁目23番の全部	396.69	カドミウム及びその化合物 六価クロム化合物 シアン化合物 鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物
平成28年8月22日 令和4年2月3日 令和4年2月10日 令和4年3月3日 令和5年2月21日	指-36号	東海岸町21番1、27番1の各一部、21番10、27番2の各全部	23,459.54	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物
平成28年9月28日 平成29年5月26日	指-37号	扇町15番、16番1の各一部	12,215.99	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物
平成28年11月10日	指-39号	東難波町2丁目161番1の一部	864.10	鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物
平成29年4月26日 平成29年5月22日 平成29年9月7日	指-42号	末広町1丁目4番4・6、5番1の各全部、2丁目8番2の一部、8番5・8・9、16番1・2・3の各全部、16番4・5の各一部、16番6の全部、16番7・8の各一部、16番9・10・13・14・17・21・22、17番4・7の各全部	160,869.73	カドミウム及びその化合物 水銀及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物
平成29年7月14日	指-43号	船出23番の一部	19,499.18	ふっ素及びその化合物
平成29年9月27日 平成30年3月1日	指-47号	北城内26番1・2の各全部、27番の一部、88番9・37・54・68・92の各全部	5,981.79	カドミウム及びその化合物 シアン化合物 水銀及びその化合物 鉛及びその化合物
平成29年10月10日 令和元年9月25日 令和2年3月12日 令和2年7月31日	指-48号	潮江4丁目65番2の全部	19,457.02	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物
平成30年2月5日 令和元年8月28日	指-50号	末広町1丁目1番13、5番10、8番6の各全部	7,038	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
平成30年6月1日	指-53号	扶桑町11番2、11番10、14番6、31番、36番の各一部	2,193.60	六価クロム化合物 鉛及びその化合物

表 3-28 (3) 調査対象区域の形質変更時要届出区域一覧

指定年月日	指定番号	区域の所在地	区域の面積 (m ²)	指定基準に適合しない特定有害物質
令和元年11月21日	指-58号	平左衛門町65番10、68番1・2、68番6～8、70番、71番の各一部	7,981.60	六価クロム化合物 シアン化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
令和2年1月21日	指-59号	南初島町15番の全部	4,914.12	全ての特定有害物質
令和2年6月12日	指-60号	三反口町1丁目7番2・3の各一部	77.83	クロロエチレン テトラクロロエチレン
令和2年10月13日	指-62号	東難波町5丁目438番、441番、442番の各一部	307.80	シアン化合物 鉛及びその化合物
令和3年1月6日 令和3年1月19日	指-63号	平左衛門町13番1の一部	25,645.70	四塩化炭素 ジクロロメタン ベンゼン カドミウム及びその化合物 六価クロム化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物
令和3年11月11日 令和4年9月28日 令和6年4月5日	指-65号	尾崎市平左衛門町65番8・10・17、68番1・6～9の各一部	23,239.23	カドミウム及びその化合物 六価クロム化合物 水銀及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物
令和3年12月21日	指-66号	尾崎市道意町6丁目36番1の全部	14,203.28	砒素及びその化合物
令和4年2月1日	指-67号	尾崎市道意町7丁目1番13の一部	3,460.95	六価クロム化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
令和4年3月25日	指-68号	尾崎市大洲町2番、2番2の各一部、14番1・2	9,294.03	カドミウム及びその化合物 六価クロム化合物 シアン化合物 水銀及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物 有機りん化合物
令和4年6月15日	指-71号	尾崎市平左衛門町18番17・18の	66.77	砒素及びその化合物
令和4年9月22日 令和5年2月24日	指-73号	尾崎市道意町7丁目1番10・17の各全部	162,875.04	クロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン テトラクロロエチレン トリクロロエチレン 六価クロム化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物

表 3-28(4) 調査対象区域の形質変更時要届出区域一覧

指定年月日	指定番号	区域の所在地	区域の面積 (m ²)	指定基準に適合しない特定有害物質
令和4年10月5日	指-74号	尾崎市船出12番1、19番、20番1	28,243.41	ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物
令和5年2月17日 令和6年1月12日	指-77号	尾崎市西向島町1番4・5の各一部	31,480.93	六価クロム化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物
令和5年2月28日	指-78号	尾崎市船出21番1の一部	314.25	ふっ素及びその化合物
令和5年7月12日	指-81号	尾崎市西向島町15番8	16,694.54	カドミウム及びその化合物 六価クロム化合物 シアン化合物 水銀及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物
令和6年1月12日 令和6年7月17日	指-83号	尾崎市水明町199番1・23の各一部	5,061.07	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
令和6年1月19日	指-84号	尾崎市西長洲町1丁目10番1、19番、20番の各一部	1,880.90	鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物
令和6年1月22日	指-85号	尾崎市道意町7丁目1番2・4の各	178.19	鉛及びその化合物
令和6年3月25日	指-86号	尾崎市鶴町7番1の一部	747.79	六価クロム化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
令和6年9月20日	指-88号	尾崎市道意町6丁目78番の一部、79番2、80番	3,627.10	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
令和6年12月4日	指-89号	尾崎市大高洲町8番1の一部	25,030.48	カドミウム及びその化合物 六価クロム化合物 シアン化合物 水銀及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物
令和7年3月25日	指-90号	尾崎市東高洲町1番の一部	5,315.70	六価クロム化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
令和7年4月1日	指-91号	尾崎市西高洲町13番4・7、16番5、18番及び19番の各一部	13,175.30	六価クロム化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物

注1) 令和7年5月15日現在。

注2) 表中の指定番号は図 3-14 と対応している。

出典：「形質変更時要届出区域」(尾崎市 Web サイト)



図 3-14 調査対象区域の形質変更時要届出区域

⑩ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号、最終改正：令和 4 年法律第 68 号）においては、廃棄物が地下に存在する土地であって、土地の掘削その他の形質の変更が行われることにより、当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがある区域について、市町村長が指定区域として指定することが定められている。

調査対象区域の一部及び対象事業実施区域の周囲は、指定区域に該当しているが、対象事業実施区域は指定されていない。

調査対象区域の廃棄物が地下にある土地の指定区域一覧は表 3-29 に、調査対象区域の廃棄物が地下にある土地の指定区域は図 3-15 に示すとおりである。

表 3-29 調査対象区域の廃棄物が地下にある土地の指定区域一覧

指定日	指定番号	所在地	埋立地の区分
平成18年4月14日	001	尼崎市鶴町6番1の一部及び6番5	エ
平成18年4月14日	003	尼崎市平左衛門町65番1～17、66番、67番、68番1～8、69番及び70番	ウ
平成18年4月14日	004	尼崎市末広町1丁目2番1の一部、2番5の一部、2番7の一部、5番1の一部、5番8、16番1の一部及び16番6の一部	ウ
平成18年4月14日	005	尼崎市末広町1丁目2番1の一部	ウ
平成18年4月14日	006	尼崎市扇町5番5、6番2、6番3及び14番4の各一部並びに西字砂浜寄洲1788番1の一部、1788番3の一部、1788番5、1788番10の一部、1788番14の一部、1788番17の一部、1788番23、1788番25の一部、1788番26の一部、1788番28の一部、1788番29の一部、1788番32の一部、1788番33、1788番34の一部及び1788番51の一部	イ

注 1) 指定番号は図 3-15 と対応している。

注 2) 平成 25 年 12 月 1 日現在。

注 3) 埋立地の区分

イ：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 13 条の 2 第 2 号に係る埋立地

（廃止の確認の制度の施行日（平成 10 年 6 月 1 日）より前に、廃止の届出がされた一般廃棄物又は産業廃棄物の最終処分場に係る廃棄物埋立地）

ウ：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 13 条の 2 第 3 号イ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 12 条の 31 第 1 号に係る埋立地

（法に基づく設置届出がされた一般廃棄物又は産業廃棄物の最終処分場に係る廃棄物埋立地のうち、廃止の届出の制度の施行日（平成 4 年 7 月 4 日）より前に廃止されたもの）

エ：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 13 条の 2 第 3 号イ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 12 条の 31 第 2 号に係る埋立地（市町村又は廃棄物処理業者（処分業の用に供するものに限る。）が設置したミニ処分場又は旧処分場に係る廃棄物埋立地のうち、廃止されたもの）

出典：「指定区域一覧」（尼崎市 Web サイト）



図 3-15 調査対象区域の廃棄物が地下にある土地の指定区域

⑪ 尼崎市の環境をまもる条例

尼崎市の環境をまもる条例（平成12年尼崎市条例第51号、最終改正：令和7年尼崎市条例第33号）においては、良好な環境の確保を目的として、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音等に係る環境上の基準が定められている。また、同条例第6条に基づき、「良好な環境の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画」として「尼崎市環境基本計画」が策定されている。

調査対象区域全域が、尼崎市環境基本計画の対象地域である。

⑫ 環境の保全と創造に関する条例

環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号、最終改正：令和7年兵庫県条例第8号）では、公害その他の人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障の防止等を図るため、地域の快適な生活環境の確保等、ばい煙等（ばい煙、粉じん、汚水、騒音、振動及び悪臭）の排出等の規制、自動車の運行に伴う公害の防止、資源の循環的な利用の促進及び流域における水に係る環境の保全と創造に関する施策を推進している。

調査対象区域全域が、自動車の運行に伴う公害の防止、資源の循環的な利用の促進及び流域における水に係る環境の保全と創造に関する施策の対象地域である。

2) 自然環境

① 自然公園法

自然公園法（昭和32年法律第161号、最終改正：令和4年法律第68号）では、優れた自然の風景地を保護し、利用の促進を図るために区域を定めて国立公園及び国定公園に指定している。また、自然公園法に基づく兵庫県立自然公園条例（昭和38年兵庫県条例第80号、最終改正：令和7年兵庫県条例第8号）では、県内にある優れた自然の風景地について、兵庫県立自然公園に指定している。

調査対象区域内には、国立公園、国定公園及び兵庫県立自然公園に指定された区域は存在しない。

② 自然環境保全法

自然環境保全法（昭和47年法律第85号、最終改正：令和4年法律第68号）では、自然環境の適正な保全を総合的に推進するために自然環境保全基本方針を定めるとともに、その区域における自然環境を保全することが特に必要な地域を「原生自然環境保全地域」及び「自然環境保全地域」として指定できる。

調査対象区域内には、「原生自然環境保全地域」及び「自然環境保全地域」に指定された区域は存在しない。

③ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号、最終改正：令和4年法律第68号）では、国内希少野生動植物種に指定されている種のうち、捕獲や採取等の規制を行うだけでは個体群の存続が困難であり、その生息・生育環境を保全する必要がある場合は、「生息地等保護区」を指定できる。

調査対象区域内には、「生息地等保護区」に指定された区域は存在しない。

④ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（昭和 55 年条約第 28 号、平成 6 年 4 月 29 日一部改正）では、特定の生物地理区を代表するタイプの湿地や、絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地、定期的に 2 万羽以上の水鳥を支える湿地など、国際的な基準から国際的に重要な湿地（ラムサール条約登録湿地）を登録している。

調査対象区域内には、ラムサール条約登録湿地は存在しない。

⑤ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約

世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（平成 4 年条約 7 号）では、記念工作物、建造物群、遺跡、自然の地域等で普遍的価値を有するものを保護の対象とし、「文化遺産」、「自然遺産」、「複合遺産」としている。条約締結国が選定した世界遺産候補物件リスト（暫定リスト）の中から世界遺産委員会の審議を経て決定される。

調査対象区域内には、世界遺産一覧表に記載された「文化遺産」及び「自然遺産」は存在しない。

⑥ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号、最終改正：令和 7 年法律第 28 号（未施行あり））では、鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況等を勘案して、当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、鳥獣保護区として指定できる。また、鳥獣保護区の中で特に重要な区域として特別保護地区が指定され、一定の開発行為が規制されている。また、銃器又は特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等を禁止し、又は制限する必要があると認める区域を、特定猟具の種類ごとに、特定猟具使用禁止区域又は特定猟具使用制限区域として指定できる。

調査対象区域全域が、特定猟具使用禁止区域（銃器）に指定されている。

調査対象区域の鳥獣保護区等の指定状況は表 3-30 に、調査対象区域の鳥獣保護区等位置図は図 3-16 に示す。

表 3-30 調査対象区域の鳥獣保護区等の指定状況

No.	区分	名称	指定面積 (ha)	指定期間
1	特定猟具使用禁止 区域（銃器）	伊丹・尼崎	5,245	平成28年11月1日～ 平成38年(令和8年)10月31日 令和8年11月1日～ 令和18年10月31日
2		阪神湾岸	14,018	平成33年(令和3年)11月1日～ 平成43年(令和13年)10月31日

注) 表中の No. は図 3-16 と対応している。

出典：「第 13 次鳥獣保護管理事業計画書」（兵庫県）

「第 12 次鳥獣保護管理事業計画書」（兵庫県）

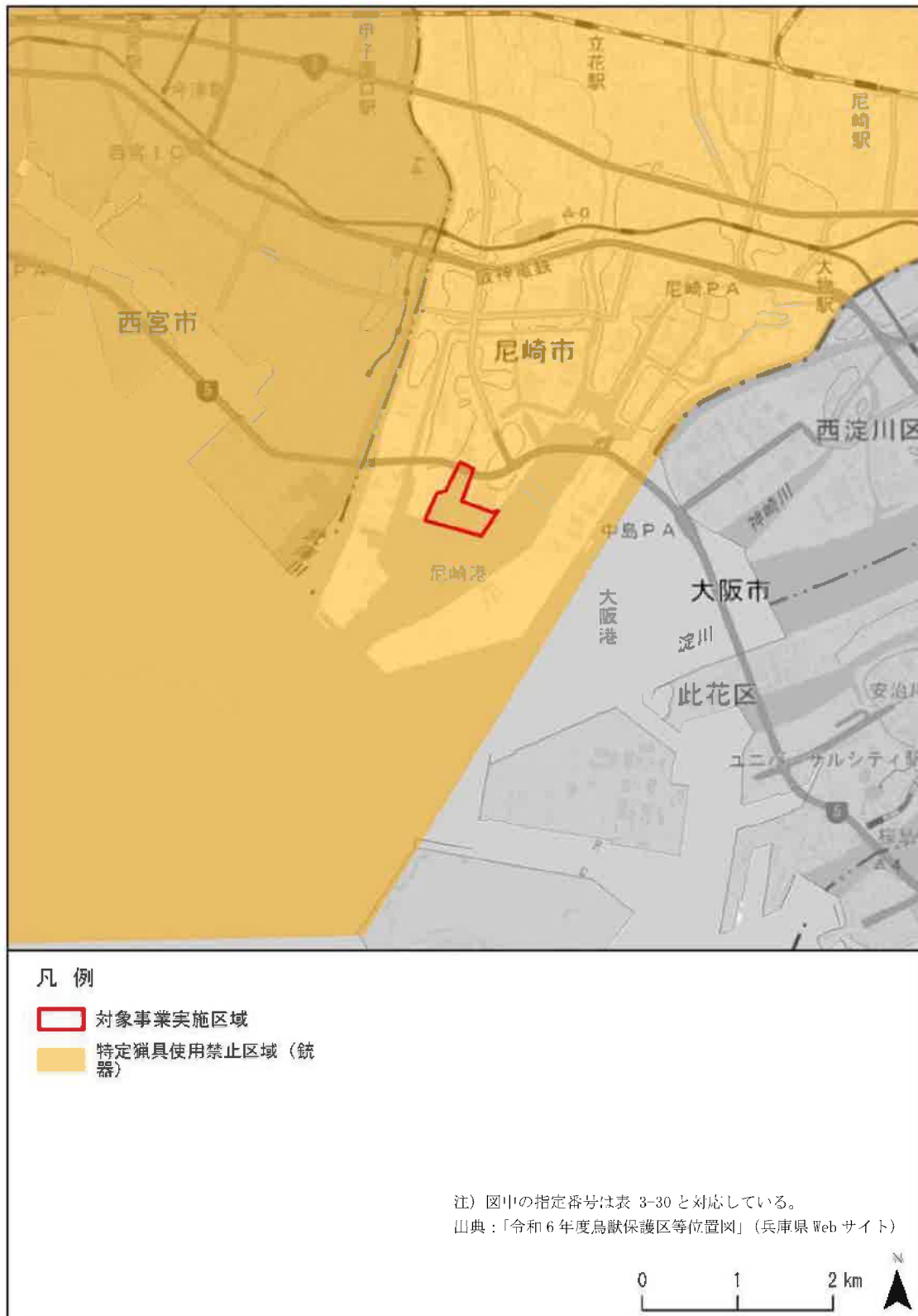


図 3-16 調査対象区域の鳥獣保護区等位置図

⑦ 森林法

森林法（昭和26年法律第249号、現行施行法：令和4年法律第68号、最終改正：令和7年法律第48号（公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日））では、水源の涵養^{かんよう}、土砂の流出及び崩壊の防備、公衆の保健、名所又は旧跡の風致の保存等の目的を達成するために必要があるときは、森林を「保安林」として指定できる。また、同法5条に基づき都道府県知事が立案する地域森林計画の対象となる「地域森林計画対象民有林」を指定できる。

調査対象区域内には、「保安林」及び「地域森林計画対象民有林」に指定された区域は存在しない。

⑧ 尼崎市の環境をまもる条例

尼崎市の環境をまもる条例（平成12年尼崎市条例第51号、最終改正：令和7年尼崎市条例第33号）では、良好な環境を確保するために、市長が保護すべき樹木（以下「保護樹木」という。）又は樹木の集団を指定できるとされている。

調査対象区域内には指定された「保護樹木」があるが、対象事業実施区域の周囲には存在しない。

調査対象区域の保護樹木一覧は表 3-31 に、調査対象区域の保護樹木位置図は図 3-17 に示すとおりである。

表 3-31 調査対象区域の保護樹木一覧

No.	指定番号	所有者又は管理者	所在地	樹種名	面積 (m ²)	幹周 (m)	備考
1	74-01	難波熊野神社	西難波町5丁目9-22	エノキ・クスノキ	2,000		集団
2	74-02	初島大社宮	臺地南浜1丁目19	クスノキ		1.44	単木
3	74-08	西教寺	大物町1丁目17	イチヨウ		3.05	単木
4	74-16	長洲普布禰神社	長洲中通3丁目8-28	イチヨウ		2.99	単木
	74-17	長洲普布禰神社	長洲中通3丁目8-28	クスノキ		3	単木
	99-02	長洲普布禰神社	長洲中通3丁目8-28	イチヨウ		1.4	単木
	99-03	長洲普布禰神社	長洲中通3丁目8-28	クスノキ		1.96	単木
	99-04	長洲普布禰神社	長洲中通3丁目8-28	クスノキ		1.82	単木
5	74-21	潮江素盞鳴神社	潮江2丁目38	クスノキ		4.02	単木
	74-22	潮江素盞鳴神社	潮江2丁目38	イチヨウ		1.97	単木
6	74-25	掃雲神社	武蔵川町4丁目123	クスノキ		5.6	単木
7	74-51	浄徳寺	東難波町3丁目12-14	イチヨウ・クスノキ・ムクノキ・エノキ	3,300		集団
8	74-53	金蓮寺	潮江2丁目37	クスノキ・ムクノキ・イチヨウ・エノキ	990		集団
9	74-55	松原神社	浜田町1丁目6	クスノキ・モチノキ・エノキ・アラカシ	4,761		集団
10	74-56	西素盞鳴神社	大庄西町1丁目41	クスノキ・クロマツ・ケヤキ・エノキ	2,118		集団
11	74-58	大島神社	大庄北1丁目25	クスノキ		1.18	単木
12	74-67	難波八幡神社	東難波町3丁目6-15	クスノキ・エノキ・セシダン・イチヨウ	4,620		集団
13	74-68	古備彦神社	金楽寺2丁目17-1	クスノキ・イチヨウ・ニセアカシア・ケヤキ	1,615		集団
14	76-05	橋尚志	潮江2丁目	クスノキ		4.16	単木
15	76-06	眞蓮寺	浜田町1丁目7	クスノキ		2.39	単木
16	76-07	眞蓮寺	浜田町1丁目7	クスノキ		1.52	単木
17	76-09	長尾文三郎	大島3丁目	クスノキ		1.45	単木
18	76-10	山下大器	大庄西町1丁目	エノキ		2.8	単木
19	76-11	七松八幡神社	七松町3丁目10-7	ムクノキ・クスノキ・イヌマキ・エノキ	1,053		集団
20	76-12	株式会社アイマック	七松町3丁目8	クスノキ・イヌマキ・エノキ・アキニレ	300		集団
21	76-15	川端正和	西立花町2丁目	エノキ		2.57	単木
22	92-08	大覚寺	寺町9	クスノキ		1.41	単木
23	12-01	八幡神社	西長洲町2丁目15-8	クスノキ・ムクノキ・ケヤキ・サクラ	627		集団
24	18-01	加島弥生	西難波町5丁目	クスノキ		2.9	単木
25	18-02	加島弥生	西難波町5丁目	モチノキ		1	単木
26	20-02	大門威島神社	長洲中通2丁目4-48	イチヨウ		1.5	単木
	20-03	大門威島神社	長洲中通2丁目4-48	クスノキ		1.5	単木
27	23-03	戸井平治	西難波町5丁目	マツ		1.9	単木

注1) 表中のNo. は図 3-17 と対応している。

注2) 令和6年3月31日現在。

出典：「公園・緑化のあゆみ 令和5年度緑化事業報告書」（令和7年3月、尼崎市）



図 3-17 調査対象区域の保護樹木位置図

⑨ 環境の保全と創造に関する条例

環境の保全と創造に関する条例（平成 7 年兵庫県条例第 28 号、最終改正：令和 7 年兵庫県条例第 8 号）では、自然環境の保全を目的とし、知事が兵庫県自然環境保全地域、環境緑地保全地域、自然海浜保全地区、郷土記念物を指定できると定められている。

環境の保全と創造に関する条例で指定される地区・地域・記念物の概要は、表 3-32 に示すとおりである。

調査対象区域内には、自然環境保全地域、環境緑地保全地域、自然海浜保全地区、郷土記念物に指定された区域は存在しない。

表 3-32 環境の保全と創造に関する条例で指定される地区・地域・記念物の概要

項目	概要
兵庫県自然環境保全地域	その区域における自然環境が自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第22条第1項に規定する自然環境保全地域に準ずる土地の区域で、当該区域の周辺の自然的社会的諸条件からみて当該自然環境を保全することが特に必要なもの。
環境緑地保全地域	市街地の周辺又は集落地若しくはその周辺にある樹林地若しくは河川、湖沼、海等の水辺地又はその状況がこれらに類する土地で、風致、景観、形態等が住民の健全な生活環境を確保するために特に必要なもの。
自然海浜保全地区	瀬戸内海の内海沿岸及びこれに面する海面のうち本条例の基準に該当する区域。
郷土記念物	植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で、地域の自然を象徴し、県民に親しまれ、又は由緒由来があり、特に保全することが必要なもの。

出典：「環境の保全と創造に関する条例」

（平成 7 年兵庫県条例第 28 号、最終改正：平成 7 年兵庫県条例第 8 号）

3) 土地利用

① 国土利用計画法

国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号、最終改正：令和 4 年法律第 68 号）では、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図るために、土地利用基本計画として、「都市地域」、「農業地域」、「森林地域」、「自然公園地域」及び「自然保全地域」を定めることとされている。

調査対象区域の都市地域は図 3-18 に示すとおりである。

調査対象区域の大部分が都市地域であり、対象事業実施区域の周囲も都市地域に指定されている。

② 生産緑地法

生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号、最終改正：令和 6 年法律第 40 号）では、市街化区域内にある農地等で、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているもの等の区域を「生産緑地地区」として定めることができるとされている。

また、申出基準日が近く到来することとなる生産緑地のうち、その周辺の地域における公園、緑地その他の公共空地の整備の状況及び土地利用の状況を勘案して、当該申出基準日以後においてもその保全を確実に行うことが良好な都市環境の形成を図る上で特に有効であると認められるものを、「特定生産緑地」として指定できる。

調査対象区域の生産緑地地区は、図 3-19 に示すとおりである。

調査対象区域内には、生産緑地地区が指定された区域が存在するが、対象事業実施区域の周囲には指定された区域は存在しない。

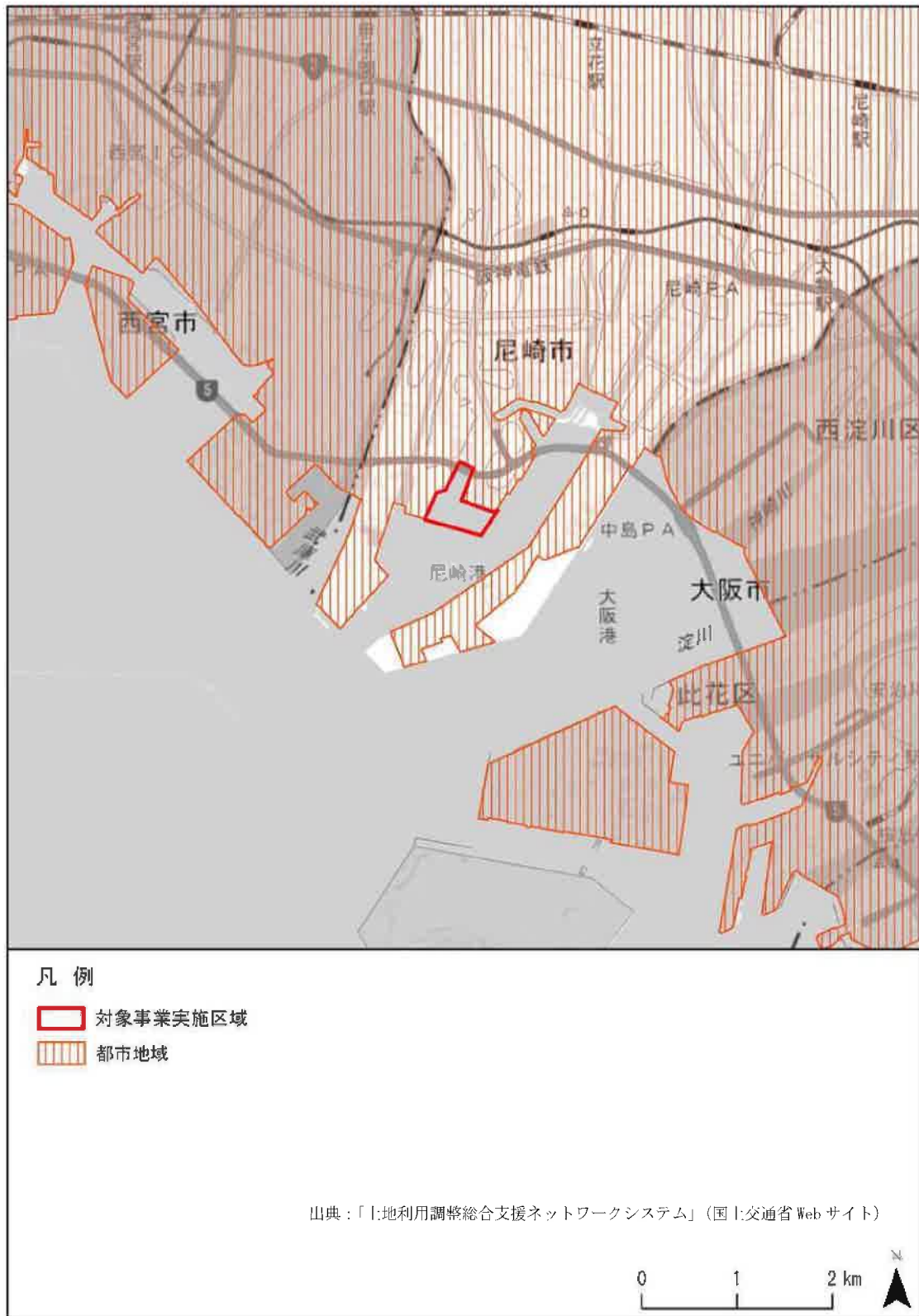


図 3-18 調査対象区域の都市地域



図 3-19 調査対象区域の生産緑地地区

③ 砂防法

砂防法（明治 30 年法律第 29 号、最終改正：令和 4 年法律第 68 号）では、治水上砂防のために砂防設備を要する土地、または竹木の伐採、土石・砂れきの採取等の一定の行為を禁止し、若しくは制限すべき土地について、「砂防指定地」として指定できると定められている。

調査対象区域内には、「砂防指定地」に指定された区域は存在しない。

④ 地すべり等防止法

地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号、最終改正：令和 5 年法律第 34 号）では、地すべりしている区域又は地すべりするおそれの極めて大きい区域（以下「地すべり区域」という）及びこれに隣接する地域のうち、地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又はそのおそれが極めて大きく、公共の利害に密接な関連を有するものについて、「地すべり防止区域」として指定できると定められている。

調査対象区域内には、「地すべり防止区域」に指定された区域は存在しない。

⑤ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号、最終改正：令和 5 年法律第 34 号）では、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、同法第 7 条第 1 項各号に掲げる行為が行われることを制限する必要がある土地の区域を「急傾斜地崩壊危険区域」として指定できると定められている。

調査対象区域内には、「急傾斜地崩壊危険区域」に指定された区域は存在しない。

⑥ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号、最終改正：令和 4 年法律第 69 号）では、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、「土砂災害警戒区域」として指定できる。また、土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、「土砂災害特別警戒区域」として指定できる。

調査対象区域内には、「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」に指定された区域は存在しない。

⑦ 都市緑地法

都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号、最終改正：令和 2 年法律第 43 号）では、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：令和 6 年法律第 40 号）により指定された都市計画区域内において、無秩序な市街地化の防止のために保全する必要がある緑地、公害・災害の防止のために保全する必要がある緑地、地域住民の健全な生活環境の確保のために適正に保全する必要がある緑地などについて、「緑地保全地域」として指定できる。

また、都市計画区域内において、良好な自然的環境を有し、遮断地帯・緩衝地帯・避難地帯としての機能や、文化的意義、風致・景観、動植物の生息地としての価値を有する緑地については、「特別緑地保全地区」として都市計画に定めることができる。

調査対象区域内には、「緑地保全地域」及び「特別緑地保全地区」に指定された区域は存在しない。

⑧ 河川法

河川法（昭和 39 年法律第 167 号、最終改正：令和 5 年法律第 34 号）では、河川の適正な利用及び流水の正常な機能維持を図るために、工事・使用等を規制すべき区域を「河川区域」と定義している。また、河岸又は河川管理施設を保全するために河川区域に隣接する一定の区域を「河川保全区域」として指定できる。

調査対象区域に分布する主な河川としては、蓬川、左門殿川、中島川、庄下川、旧左門殿川がある。これらの河川には、河川保全区域が指定されている。なお、対象事業実施区域には、河川保全区域に指定された区域は存在しない。

⑨ 宅地造成及び特定盛土等規制法

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号、最終改正：令和 4 年法律第 68 号）では、宅地造成に伴い、崖崩れ又は土砂の流出を生ずるおそれのある地域において、造成工事に規制を加える必要がある区域を、「宅地造成等工事規制区域」として指定できる。

調査対象区域全域が、宅地造成等工事規制区域に指定されている。

⑩ 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和 41 年法律第 1 号、最終改正：令和 6 年法律第 40 号）では、古都における歴史的風土を保存するため必要な土地の区域を「歴史的風土保存区域」として指定できる。本法による「古都」は、政治、文化の中心等として歴史上重要な地位を有する市町村と定義されている。

調査対象区域は古都に指定されておらず、「歴史的風土保存区域」に指定された区域も存在しない。

⑪ 農業振興地域の整備に関する法律

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号、最終改正：令和 6 年法律第 62 号）では、農業振興地域整備基本方針に基づき都道府県知事が指定した農業振興地域のうち、市町村が農業振興地域整備計画において農用地等として利用すべき土地を「農用地区域」として区分できる。

農用地区域においては、農地以外の用途に転用する場合（農地転用）には、農地法（昭和 27 年法律第 229 号、最終改正：令和 6 年法律第 62 号）に基づく制限が課される。

調査対象区域内には、「農用地区域」に指定された区域は存在しない。

⑫ 国有林野の管理経営に関する法律

国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号、最終改正：令和 4 年法律第 68 号）では、国の所有する森林原野のうち、国において森林経営の用に供し、又は供することが決定されたもの、または国民の福祉の観点から森林経営の用に供されなくなり、国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号、最終改正：令和 3 年法律第 37 号）に基づく普通財産となっているものを「国有林野」と定義している。

調査対象区域内には、「国有林」に指定された区域は存在しない。

(3) 公害の防止に係る規制の状況

1) 大気汚染

① 環境基本法

調査対象区域を含む尼崎市では、環境基本法（平成5年法律第91号、最終改正：令和3年法律第36号）に基づく環境基準及び尼崎市の環境をまもる条例（平成12年尼崎市条例第51号、最終改正：令和7年尼崎市条例第33号）第20条第1項の規定に基づく尼崎市における環境上の基準により、大気汚染に係る環境基準が定められている。

大気汚染に係る環境基本法と尼崎市条例の基準一覧は、表3-33に示すとおりである。

表 3-33 大気汚染に係る環境基本法と尼崎市条例の基準一覧

物質	環境上の条件	
	環境基本法 大気汚染に係る環境基準 ^{注1)}	尼崎市条例 大気の汚染に係る環境上の基準 ^{注2)}
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM) ^{注3)}	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント (O _x) ^{注4)}	1時間値が0.06ppm以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 ^{注5)}	1時間値の1日平均値が0.02ppm以下であること。ただし、当分の間、1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であること。
ベンゼン ^{注6)}	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。

注1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

注2) 対象地域は尼崎市全般。ただし、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。また測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、環境基本法第16条第1項の規定による基準に準ずる。

注3) 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒子が10μm以上のものをいう。

注4) 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート、その他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限る、二酸化窒素を除く。）をいう。

注5) 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.06ppmを超える地域にあつては、1時間値の1日平均値0.06ppmを達成されるように努めるものとし、その達成期間は原則として7年以内とする。また、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないように努めるものとする。環境基準を維持し、又は達成するため、個別発生源に対する排出規制のほか、各種の施策を総合的かつ有効適切に講じるものとする。

注6) ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

出典：「大気の汚染、水質の汚濁、騒音等に係る環境上の基準について」（平成13年尼崎市告示第26号、最終改正：平成27年尼崎市告示第142号）

「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号、最終改正：平成8年環境庁告示第73号）

「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号、最終改正：平成8年環境庁告示第71号）

「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第4号、最終改正：平成30年環境庁告示第100号）

「微小粒子状物質に係る大気の汚染に係る環境基準について」（平成21年環境省告示第33号）

② 大気汚染防止法に基づく総量規制及び排出基準等と環境の保全と創造に関する条例に基づく規制

大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号、最終改正：令和 4 年法律第 68 号）に基づき、工場及び事業場に設置される政令で定めるばい煙発生施設に対して、硫黄酸化物（SO_x）、ばいじん、有害物質等の排出規制が定められている。

また、工場や事業場が集合している地域で、従来の濃度規制では環境基準の確保が困難な場合には、総量規制地域として指定され、一定規模以上の施設に対して排出総量の規制（総量規制基準）が適用される。

調査対象区域は、こうした総量規制地域に該当する尼崎市内の区域であり、硫黄酸化物や窒素酸化物の排出量に関する規制が適用される。

さらに、兵庫県では「環境の保全と創造に関する条例」（平成 7 年兵庫県条例第 28 号、最終改正：令和 7 年兵庫県条例第 8 号）により、大気汚染防止法の対象施設を拡大し、ばい煙、粉じん、有害物質、VOC、水銀などの排出施設に対する届出義務や排出基準の強化が図られている。

この条例では、法令に基づく規制に加えて、地域の生活環境保全や健康影響の未然防止を目的とした独自の規制体系が構築されており、尼崎市においても条例に基づく規制が適用される。

i 硫黄酸化物

大気汚染防止法に基づく調査対象区域における硫黄酸化物の排出基準は、大気汚染防止法の一般排出基準、旧特別排出基準、特別排出基準が適応される。

硫黄酸化物の排出基準は、表 3-34 に示すとおりである。

表 3-34 硫黄酸化物の排出基準

許容限度	
排出基準	$q = K \times 10^{-3} H_e^2$ q : 硫黄酸化物の量 (m ³ N/時) K : 地域ごとに定められた値 H_e : 補正された排出口の高さ (m)
K 値	K=3.0 既存施設(昭和47年1月4日以前に設置されたもの)
	K=2.92 既存施設(昭和47年1月5日から昭和49年3月31日まで)
	K=1.17 新たに設置する場合(昭和49年4月1日以降に設置されたもの)

出典：「大気汚染防止法施行規則」
 (昭和 46 年厚生省・通産省令第 1 号、最終改正：令和 7 年環境省令第 4 号)
 「環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく工場等における規制基準」
 (平成 8 年 3 月 29 日兵庫県告示第 542 号、最終改正：令和 7 年兵庫県告示第 120 号)
 「硫黄酸化物の規制基準」(ひょうごの環境 Web サイト)

調査対象地域は大気汚染防止法第 5 条の 2 第 1 項に基づく、硫黄酸化物の総量規制基準の指定地域である。さらに兵庫県では、大気汚染防止法第 15 条の 2 第 3 項に基づき総量規制基準の対象外となる小規模な工場等についても燃料使用基準が定められている。

調査対象区域における総量規制基準・燃料規制基準は、表 3-35 に示すとおりである。

表 3-35 総量規制基準・燃料使用基準

適用地域	規制値
尼崎市	① $Q = 2.01W^{0.85}$
	② $Q = 2.01W^{0.85} + 0.3 \times 2.01 \{ (W + W_i)^{0.85} - W^{0.85} \}$
	③ 0.40%以下
	Q : 排出が許容される硫黄酸化物の量 (温度零度、圧力1 気圧の状態に換算した立法メートル毎時) W : 特定工場等に設置されているすべての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設を定格能力で運転する場合における1 時間当たりの原料及び燃料の量 (重油の量に換算したキロリットル毎時) W_i : 特定工場等に昭和51 年10 月1 日以後に設置されるすべての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設を定格能力で運転する場合における1 時間当たりの原料及び燃料の量(重油の量に換算したキロリットル毎時)

注 1) ①総量規制基準…昭和 51 年 10 月 1 日以前において設置されている特定工場等
 ②特別総量規制基準…昭和 51 年 10 月 1 日以後において新たに硫黄酸化物に係るばい煙発生施設が設置された特定工場(工場等で硫黄酸化物に係るばい煙発生施設の設置又は構造等の変更により同日以降において新たに特定工場となったものを含む。)及び同日以後において新たに設置された特定工場等
 ③燃料使用基準…工場又は事業場に設置されている全ての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において定格で使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したものの合計量が1 時間当たり 0.3 キロリットル未満のもの
 注 2) 総量規制基準及び特別総量規制基準は、定格で使用される原料及び燃料の量を重油に換算した量が1 時間当たり 0.3 キロリットル以上のものについて適用される。

出典：「大気汚染防止法の規定に基づく硫黄酸化物の総量規制基準」
 (昭和 51 年兵庫県告示第 1962 号、最終改正：平成 3 年兵庫県告示第 138 号)
 「大気汚染防止法の規定に基づく燃料使用基準」
 (昭和 51 年兵庫県告示第 1963 号、最終改正：平成 3 年兵庫県告示第 139 号)

ii 粉じん

大気汚染防止法及び「環境の保全と創造に関する条例」（平成7年兵庫県条例第28号、最終改正：令和7年兵庫県条例第8号）に基づき、土砂の堆積面積が500㎡以上となる場合や、ベルトコンベア等の設備を用いて土砂を搬送する場合などは、「一般粉じん発生施設」等の規制の対象となる。一般粉じんとは、物の破碎、選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し、又は飛散する物質であり、石綿以外のものである。「一般粉じん発生施設」等を設置等するのは、尼崎市市長への届出が必要である。

一般粉じん発生施設の種類ごとに定められた構造・使用・管理に関する基準が定められている。

一般粉じん発生施設の構造等に関する基準は、表3-36に示すとおりである。

表 3-36 一般粉じん発生施設の構造等に関する基準

一般粉じん発生施設 指定施設・特定施設	構造等の基準 (大気汚染防止法、環境の保全と創造に関する条例)
コークス炉	(1) 装炭作業は、無煙装炭装置を設置し、若しくは装炭車にフード及び集じん機を設置し、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。 (2) 窯出し作業は、ガイド車にフードを設置し、及び当該フードからの一般粉じんを処理する集じん機を設置し、又はガイド車にこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、ガイド車又はガイド車の走行する炉床の強度が小さいこと、ガイド車の軌条の幅が狭いこと等によりガイド車にフードを設置することが著しく困難である場合には、防じんカバー等を設置して行うこと。 (3) 消火作業は、消火塔にハードル若しくはフィルター又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。
鉱物（含コークス。以下同じ。）及び土石の堆積場	(1) 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) 散水設備によって散水が行われていること。 (3) 防じんカバーでおおわれていること。 (4) 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。 (5) 前各号に掲げる場合と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石、セメント用）	(1) 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) コンベアの積込み部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込み部及び積降部以外の部分には(3)又は(4)の措置が講じられていること。 (3) 散水設備によって散水が行われていること。 (4) 防じんカバーでおおわれていること。 (5) 前各号に掲げる場合と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
破碎機及び摩砕機（鉱物、岩石、セメント用）	(1) 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) フード及び集じん機が設置されていること。 (3) 散水設備によって散水が行われていること。
ふるい（鉱物、岩石、セメント用）	(4) 防じんカバーでおおわれていること。
条例 ^特 6～16の項に掲げる施設	(5) 前各号に掲げる場合と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

出典：「大気汚染防止法等について ばい煙、VOC、粉じん、水銀等の規制及び有害大気汚染物質対策の推進」（ひょうごの環境Webサイト）

2) 騒音

① 環境基本法

騒音に係る環境基準は、地域の類型ごと、時間の区分ごとに基準値が定められており、道路に面する地域とそれ以外の地域で異なる基準が適用されている。調査対象区域を含む尼崎市では、環境基本法（平成5年法律第91号、最終改正：令和3年法律第36号）に基づく環境基準と、尼崎市の環境をまもる条例（平成12年尼崎市条例第51号、最終改正：令和7年尼崎市条例第33号）第20条第1項の規定に基づく尼崎市における環境上の基準により騒音に係る環境基準が定められている。

騒音に係る環境基準は表3-37～表3-39に、騒音に係る環境基準の地域の類型ごとに当てはめる地域の指定は表3-40に、調査対象区域の騒音環境類型は図3-20に示すとおりである。

調査対象区域内には、騒音規制地域が指定された区域が存在するが、対象事業実施区域の周囲には指定された区域は存在しない。

表 3-37 騒音に係る環境基準（道路に面する地域以外の地域（一般地域））

単位：dB

地域の類型	基準値 (L_{Aeq})	
	昼間	夜間
AA	50以下	40以下
A及びB	55以下	45以下
C	60以下	50以下

注1) 時間区分は次のとおりとする。

昼間：6時～22時、夜間：22時～翌日の6時

注2) AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

注3) Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

注4) Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

注5) Cを当てはめる地域は、相当数の住居とあわせて商業、工業等の用に供される地域とする。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号、最終改正：平成24年環境省告示54号）

「大気汚染、水質汚濁、騒音等に係る環境上の基準について」（平成13年尼崎市告示第26号、最終改正：平成27年尼崎市告示第142号）

表 3-38 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

単位：dB

地域の区分	基準値 (L_{Aeq})	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

注) 車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号、最終改正：平成24年環境省告示54号）

「大気汚染、水質汚濁、騒音等に係る環境上の基準について」（平成13年尼崎市告示第26号、最終改正：平成27年尼崎市告示第142号）

表 3-39 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する地域）

単位：dB

基準値 (L_{Aeq})	
昼間	夜間
70以下	65以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下）によることができる。	

注1) 時間区分は次のとおりとする。

昼間：6時～22時、夜間：22時～翌日の6時

注2) 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、自動車専用道路及び4車線以上の市町村道等。

注3) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次のとおりとする。

2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：道路端から15mまで

2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路：道路端から20mまで

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号、最終改正：平成24年環境省告示54号）

「大気汚染、水質汚濁、騒音等に係る環境上の基準について」（平成13年尼崎市告示第26号、最終改正：平成27年尼崎市告示第112号）

表 3-40 騒音に係る環境基準の類型ごとにあてはめる地域の指定

地域の類型	地域
A	騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分に指定された地域のうち第1種区域、第2種区域（都市計画法第8条第1項の規定に基づく第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域に限る）
B	騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分に指定された地域のうち第2種区域（都市計画法第8条第1項の規定に基づく第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域を除く）
C	騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分に指定された地域のうち第3種区域、第4種区域

注) 騒音に係る環境基準の類型ごとに当てはめる地域の詳細図は、兵庫県庁及び関係町役場に備えおいて一般の縦覧に供する。

出典：「騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」（平成11年兵庫県告示第566号、最終改正：平成24年兵庫県告示第386号）



図 3-20 調査対象区域の騒音環境類型

② 騒音規制法

騒音規制法（昭和43年法律第98号、最終改正：令和4年法律第68号）では、第2条第1項で定めている特定施設を設置する工場又は事業場（特定工場等）における騒音、同条第3項で定めている特定建設作業における騒音に対して、都道府県知事又は一般市の長が定めている指定地域での規制基準値が決められている。

また、指定地域内の自動車騒音が一定のレベルを超えて周辺的生活環境を著しく損なっている場合に、市町村長が公安委員会や道路管理者に対して要請や意見を述べることのできる要請限度値も決められている。

特定工場等において発生する騒音の規制基準は表3-41に、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準は表3-42に、騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度は表3-43に示すとおりである。調査対象区域の特定工場等において発生する騒音の規制地域は図3-21に、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制地域は図3-22に、自動車騒音要請限度の区域の区分は図3-23に示すとおりである。

調査対象区域には、騒音規制地域が指定されているが、対象事業実施区域には指定されていない。

調査対象区域内には、騒音規制地域が指定された区域が存在するが、対象事業実施区域の周囲には指定された区域は存在しない。

表 3-41 特定工場等において発生する騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分 ^{注4)}		単位：dB			
		朝	昼間	夕	夜間
		6時から 8時まで	8時から 18時まで	18時から 22時まで	22時から 翌日6時まで
	第1種区域	45	50	45	40
	第2種区域	50	60	50	45
	第3種区域	60	65	60	50
	第4種区域	70	70	70	60

注1) 単位 dB とは、計量法（平成4年法律第51号、最終改正：令和4年法律第68号）に定める音圧レベルの計量単位。

注2) 規制基準とは、特定工場等の敷地境界線上における騒音の大きさをいう。

注3) 第2種区域、第3種区域及び第4種区域の区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号、最終改正：令和元年法律第44号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号、最終改正：令和2年法律第41号）第39条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号、最終改正：令和元年法律第37号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号、最終改正：令和元年法律第26号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号、最終改正：令和2年法律第52号）第20条の5に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号、最終改正：平成30年法律第66号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における基準は、この表の規定にかかわらず、この表の値からそれぞれ5dBを減じた値とする。

注4) 区域の区分は図3-21と対応している。

出典：「騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分について」

（平成13年尼崎市告示第95号、最終改正：令和5年尼崎市告示第148号）

「騒音規制法に基づく時間及び区域の区分ごとの規制基準について」

（平成13年尼崎市告示第96号、最終改正：平成27年尼崎市告示第183号）

表 3-42 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

単位：dB

規制値・規制区域等区分	騒音の大きさ	作業ができない時間（夜間）		1日あたりの作業時間		同一場所における作業時間		日曜日 休日における 作業
		第1号 区域	第2号 区域	第1号 区域	第2号 区域	第1号 区域	第2号 区域	
特定建設作業の種類								
1. くい打機 ^{注1)} 、くい抜機又は くい打くい抜機 ^{注2)} を使用 する作業 ^{注3)}	85	19時 ～ 翌日 7時	22時 ～ 翌日 6時	10時間 を 超えないこと	14時間 を 超えないこと	連続して6日を 超えないこと	禁止	
2. びょう打機を使用する作業								
3. さく岩機を使用する作業 ^{注11)}								
4. 空気圧縮機 ^{注4)} を使用する 作業								
5. コンクリートプラント ^{注5)} 又はアスファルトプラント ^{注6)} を使用する作業 ^{注7)}								
6. バックホウ ^{注8)} を使用する作 業 ^{注12)}								
7. トラクターショベル ^{注9)} を使 用する作業 ^{注12)}								
8. ブルドーザー ^{注10)} を使用す る作業 ^{注12)}								
備考	作業場の敷地境界における値。	原則として上の時間には作業を行ってはならない。	原則として1日において上の時間を超えて作業を行ってはならない。	原則として上の期間を超えて作業を行ってはならない。	原則として日曜・休日に作業を行ってはならない。			

備考：

- 1号区域とは、平成13年尼崎市告示第95号で指定した第1種区域、第2種区域、第3種区域と、第4種区域のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号、最終改正：令和元年法律第41号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号、最終改正：令和2年法律第41号）第39条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号、最終改正：令和元年法律第37号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号、最終改正：令和元年法律第26号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号、最終改正：令和2年法律第52号）第20条の5に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号、最終改正：平成30年法律第66号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おむね80メートルの区域内であること。
2号区域とは、規制地域のうち、第1号区域以外の区域をいう。
 - 2 該当作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。
注1) もんけんを除く。
注2) 圧入式くい打くい抜機を除く。
注3) くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。
注4) 電動機以外の原動機を用いるのものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。
注5) 混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。
注6) 混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。
注7) セルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。
注8) 原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。
注9) 原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。
注10) 原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。
注11) 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。
注12) 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令別表第2の規定により環境大臣が指定するものを使用する作業を除く。
注13) 区域の区分は図3-22と対応している。
注14) 単位dBとは、計量法（平成4年法律第51号、最終改正：令和4年法律第68号）に定める音圧レベルの計量単位。
- 出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」
（昭和43年厚生省・建設省告示1号、最終改正：平成27年環境省告示66号）
「騒音規制法施行令」（昭和43年政令第324号、最終改正：令和3年政令第346号）
「特定建設作業において発生する騒音の規制に関する基準の別表第1号に規定する区域の指定について」
（平成13年尼崎市告示第97号、最終改正：平成27年尼崎市告示第184号）

表 3-43 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

単位：dB

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～翌日6時)
a 区域及び b 区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65	55
a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b 区域のうち2車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70
幹線交通を担う道路に近接する区域	75	70

注 1) 区域の区分は以下のとおりである。

- a 区域：騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分(平成 13 年尼崎市告示第 95 号、最終改正：令和 5 年尼崎市告示第 148 号)において指定した地域のうち、第 1 種区域、第 2 種区域(都市計画法第 8 条第 1 項の規定に基づく第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域に限る)
- b 区域：騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分(平成 13 年尼崎市告示第 95 号最終改正：令和 5 年尼崎市告示第 148 号)において指定した地域のうち、第 2 種区域(都市計画法第 8 条第 1 項の規定に基づく第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域を除く)
- c 区域：騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分(平成 13 年尼崎市告示第 95 号最終改正：令和 5 年尼崎市告示第 148 号)において指定した地域のうち、第 3 種区域及び第 4 種区域

注 2) 区域の区分は図 3-23 と対応している。

注 3) 単位 dB とは、計量法(平成 4 年法律第 51 号、最終改正：令和 4 年法律第 68 号)に定める音圧レベルの計量単位。

出典：「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」
(平成 12 年総理府令第 15 号、最終改正：平成 23 年環境省令第 32 号)
「自動車騒音の限度を定める省令に係る区域の指定について」(平成 13 年尼崎市告示第 98 号)



図 3-21 調査対象区域の特定工場等において発生する騒音の規制地域



図 3-22 調査対象区域の特定建設作業において発生する騒音の規制地域



図 3-23 調査対象区域の自動車騒音要請限度の区域の区分

3) 振動

① 振動規制法

振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号、最終改正：令和 4 年法律第 68 号）では、第 2 条第 1 項で定めている特定施設を設置する工場又は事業場（特定工場等）における振動、同条第 3 項で定めている特定建設作業における振動に対して、都道府県知事又は一般市の長が定めている指定地域での規制基準値が決められている。

また、指定地域内の道路交通振動が一定のレベルを超えて周辺的生活環境を著しく損なっている場合に市町村長が公安委員会や道路管理者に対して要請や意見を述べることのできる要請限度値も決められている。

特定工場等において発生する振動の規制基準は表 3-44 に、特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準は表 3-45 に、振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度は表 3-46 に示すとおりである。調査対象区域の特定工場等において発生する振動の規制地域は図 3-24 に、特定建設作業に伴って発生する振動の規制地域は図 3-25 に、道路交通振動要請限度の区域の区分は図 3-26 に示すとおりである。

調査対象区域内には、振動規制地域が指定された区域が存在するが、対象事業実施区域の周囲には指定された区域は存在しない。

表 3-44 特定工場等において発生する振動の規制基準

単位：dB

区域の区分	昼間	夜間
	8時から 19時まで	19時から 翌日8時まで
第1種区域	60	55
第2種区域	65	60

注 1) dB とは、計量法（平成 4 年法律第 51 号、最終改正：令和 4 年法律第 68 号）に定める振動加速度レベルの計量単位。

注 2) 区域の区分は図 3-24 と対応している。

備考 1. 第 1 種区域及び第 2 種区域の区域内に所在する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号、最終改正：令和元年法律第 41 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号、最終改正：令和 7 年法律第 29 号（未施行あり））第 39 条に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号、最終改正：令和 7 年法律第 57 号（未施行あり））第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号、最終改正：令和 5 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号、最終改正：令和 5 年法律第 31 号）第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号、最終改正：令和 7 年法律第 29 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における基準は、この表の規定にかかわらず、この表の値からそれぞれ 5dB を減じた値とする。

出典：「振動規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分について」

（平成 13 年尼崎市告示第 99 号、最終改正：令和 5 年尼崎市告示第 149 号）

「振動規制法の規定に基づく時間及び区域の区分ごとの規制基準について」

（平成 13 年尼崎市告示第 100 号、最終改正：平成 27 年尼崎市告示第 185 号）

表 3-45 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

単位：dB

規制値・規制区域等区分 特定建設作業の種類	振動の 大きさ	作業ができない時 間（夜間）		1日あたりの 作業時間		同一場所における 作業時間		日曜日 休日における 作業
		第1号 区域	第2号 区域	第1号 区域	第2号 区域	第1号 区域	第2号 区域	
1. くい打機 ^{注1)} 、くい抜機 ^{注2)} 又はくい打くい抜機 ^{注3)} を使用する作業	75	19時 ～ 翌日 7時	22時 ～ 翌日 6時	10時間 を 超えないこと	14時間 を 超えないこと	連続して6日を 超えないこと	禁止	
2. 鋼球を使用して破壊する作業								
3. 舗装版破砕機を使用する作業 ^{注4)}								
4. プレーカー ^{注5)} を使用する作業 ^{注4)}								
備考	作業場の敷地境界における値。	原則として上の時間に作業を行ってはならない。	原則として1日において上の時間を超えて作業を行ってはならない。	原則として上の期間を超えて作業を行ってはならない。	原則として日曜・休日に作業を行ってはならない。			

備考 1号区域とは、平成13年尼崎市告示第95号で指定した第1種区域、第2種区域、第3種区域と、第4種区域のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号、最終改正：令和7年法律第29号（未施行あり））第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号、最終改正：令和7年法律第29号（未施行あり））第39条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号、最終改正：令和7年法律第57号（未施行あり））第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号、最終改正：令和5年法律第86号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号、最終改正：令和5年法律第31号）第20条の5に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号、最終改正：令和7年法律第29号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おむね80メートルの区域内であること。
2号区域とは、規制地域のうち、第1号区域以外の区域をいう。

注1) もんけん及び圧入式くい打機を除く。

注2) 油圧式くい抜機を除く。

注3) 圧入式くい打くい抜機を除く。

注4) 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。

注5) 手持式ものを除く。

注6) dBとは、計量法（平成4年法律第51号、最終改正：令和4年法律第68号）に定める振動加速度レベルの計量単位。

注7) 区域の区分は図3-25と対応している。

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号、最終改正：令和3年環境省令第3号）

「振動規制法施行規則別表第1の付表の第1号に規定する区域の指定について」

（平成13年尼崎市告示第101号、最終改正：平成27年尼崎市告示第186号）

表 3-46 振動規制法に基づく自動車振動の要請限度

単位：dB

区域の区分		昼間	夜間
		8時から 19時まで	19時から 翌日8時まで
第1種区域	振動規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分について(平成13年尼崎市告示第99号)において指定した地域のうち、第1種区域	65	60
第2種区域	振動規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分について(平成13年尼崎市告示第99号)において指定した地域のうち、第2種区域	70	65

注) 区域の区分は図 3-26 と対応している。

備考：1. dB とは、計量法（平成 4 年法律第 51 号、最終改正：令和 4 年法律第 68 号）に定める振動加速度レベルの計量単位。

2. 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。

3. 振動の測定は、当該道路に係る道路交通振動を対象とし、当該道路交通振動の状況を代表すると認められる 1 日について、昼間及び夜間の区分ごとに 1 時間当たり 1 回以上の測定を 4 時間以上行うものとする。

4. 振動レベルは、5 秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80%レンジの上端の数値を、昼間及び夜間の区分ごとに全てについて平均した数値とする。

出典：「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号、最終改正：令和 3 年環境省令第 3 号）

1 振動規制法施行規則別表第 2 備考 1 の区域及び同表備考 2 の時間の指定について」（平成 13 年尼崎市告示第 102 号）



図 3-24 調査対象区域の特定工場等において発生する振動の規制地域



図 3-25 調査対象区域の特定建設作業において発生する振動の規制地域



図 3-26 調査対象区域の道路交通振動要請限度の区域の区分